

# 東北大学大学院医学系研究科附属動物実験施設規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、東北大学大学院医学系研究科附属動物実験施設（以下「実験施設」という。）の組織及び運営について定めるものある。

(目的)

**第2条** 実験施設は、動物実験を主体とした研究及び教育を行い、かつ、実験動物の生産、飼育管理、開発及び系統保存を行うことを目的とする。

(中央飼育実験室及び分室)

**第3条** 実験施設は、中央飼育実験室及び次の分室により構成する。

臨床分室

腫瘍分室

(職員)

**第4条** 実験施設に、次の職員を置く。

実験施設長

教授

助教授

講師

助手

事務職員

技術職員

教務職員

2 実験施設長は、中央飼育実験室の業務を掌理し、及び実験施設全体の業務を総理する。

(実験施設長)

**第5条** 実験施設長は、東北大学大学院医学系研究科（以下「医学系研究科」という。）の教授をもって充てる。

2 実験施設長の選考は、東北大学大学院医学系研究科附属動物実験施設運営委員会の議に基づき、東北大学大学院医学系研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、総長が行う。

3 実験施設長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(分室長)

**第6条** 分室に分室長を置き、分室に関係のある学部、医学系研究科及び附置研究所の教授をもって充てる。

- 2 分室長の選考は、東北大学大学院医学系研究科附属動物実験施設運営委員会の議に基づき、東北大学大学院医学系研究科長（以下「医学系研究科長」という。）が行う。
- 3 分室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 分室長は、分室の業務を掌理する。

（運営委員会）

**第7条** 実験施設に、その運営に関する重要事項を審議するため、東北大学大学院医学系研究科附属動物実験施設運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

**第8条** 委員会は、委員長及び次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 実験施設長
- 二 分室長
- 三 実験施設の教授及び助教授
- 四 医学系研究科、歯学部及び加齢医学研究所から当該教授会が推薦する教授又は助教授 各2人
- 五 実験施設に関係のある学部、附置研究所等の教授又は助教授で委員長が必要と認めたもの 若干人

（委員長）

**第9条** 委員長は、医学系研究科長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理する。

（委嘱）

**第10条** 第8条第4号及び第5号に掲げる委員は、医学系研究科長が委嘱する。

（任期）

**第11条** 第8条第4号及び第5号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

（会議）

**第12条** 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（専門委員会）

**第13条** 中央飼育実験室及び分室の運営に関する専門の事項を調査審議するため、委員会に次の専門委員会を置く。

中央飼育実験室運営委員会

臨床分室運営専門委員会

腫瘍分室運営専門委員会

2 専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

**第14条** 委員会に幹事を置き、医学部・医学系研究科事務長、医学部附属病院事務部長、歯学部事務部長及び加齢医学研究所事務部長をもって充てる。

(庶務)

**第15条** 委員会の庶務は、医学部・医学系研究科事務部において行う。

(雑則)

**第16条** この規程に定めるもののほか、実験施設の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、医学系研究科長が定める。

附 則

1 この規程は、昭和57年12月20日から施行する。

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 東北大学医学部附属動物実験施設組織規程(昭和47年規第86号)

(2) 東北大学医学部附属動物実験施設運営委員会規程(昭和47年規第87号)

(3) 東北大学医学部附属動物実験施設長選考基準(昭和47年規第88号)

3 この規程施行の際現に東北大学医学部附属動物実験施設運営委員会規程第5条の規定により従前の東北大学医学部附属動物実験施設運営委員会（以下「旧委員会」という。）の委員として委嘱されている者は、第10条の規定により委員会の委員として委嘱された者とみなし、その任期は、第11条第1項の規定にかかわらず、同項の任期から旧委員会の委員として在任した期間を控除した期間とする。

附 則 (昭和62年6月9日規第45号改正)

この規程は、昭和62年6月9日から施行し、この規程による改正後の第14条の規定は、昭和62年5月21日から適用する。

附 則 (平成5年4月1日規第97号改正)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月19日規第34号改正)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年4月1日規第50号改正)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年4月1日規第88号改正)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年10月1日規第155号改正)

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日規第164号改正)

- 1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に実験施設長に併任される者の任期は、改正後の第 4 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日までとする。